



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

公益信託の特長

三井住友信託銀行株式会社
個人資産受託業務部

- 平素より三井住友信託銀行をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
- 本日は、公益信託の制度概要や取組事例のご紹介をいたします。
- お役に立つ情報のご提供ができることを心より願っております。
ご不明な点やご要望など、お気軽にお申し付けいただけますと幸甚に存じます。

公益信託とは？①

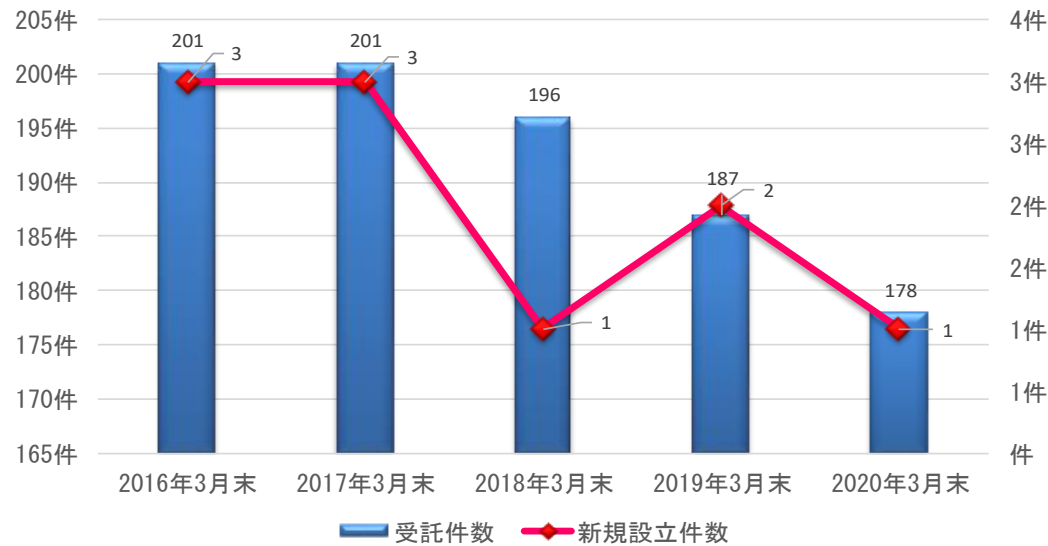
公益信託とは

公益信託は、公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする企業等「委託者」が自らの財産を信託銀行「受託者」に信託し、信託銀行は、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益のために役立てようという制度です。

特色

公益信託は、公益財団法人とほぼ同様の機能がありますが、独自の事務所と専任の職員を配置する必要がないこと、信託財産を取り崩して公益活動に活用すること等、効率的、弾力的な運営を行なうことができます。

公益信託受託状況と新規基金設立件数
(受託件数は左軸、新規設立件数は右軸)



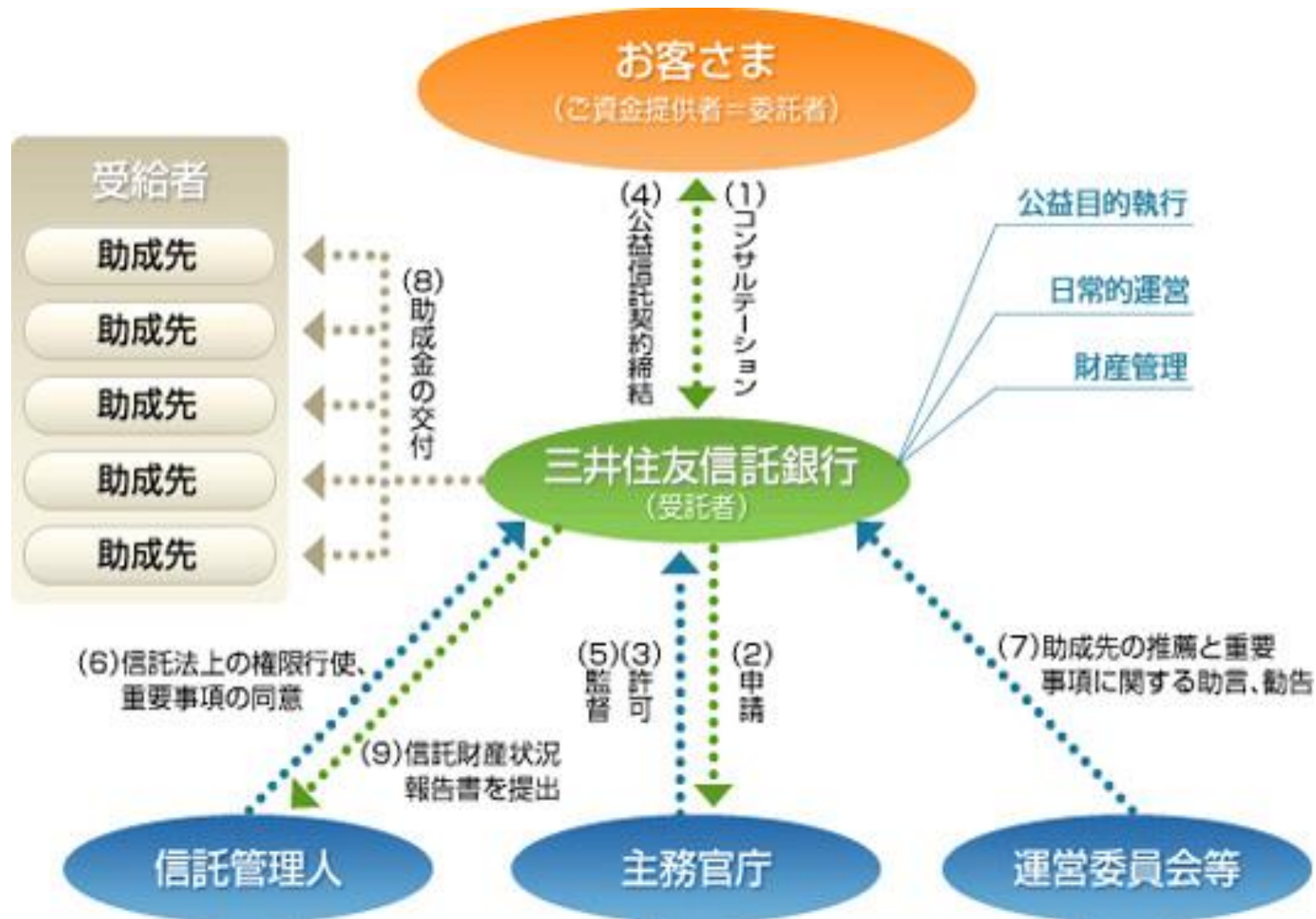
公益信託の受託において
長年にわたりトップクラスの受託件数

新規基金設立も
コンスタントに実績あり

お客さまの社会貢献ニーズに
しっかり対応

公益信託とは？②

公益信託の概要図



公益信託とは？③

公益信託の登場人物の紹介と役割

登場人物	役割
委託者	公益目的のために財産を拠出する個人・法人です。財産権を信託する行為能力があれば、個人・法人・人格のない社団いずれでも差し支えありません。
受託者	公益目的のために、委託者が拠出した財産の管理・運営を遂行する者です。財産管理の面で豊富な知識と経験を備えている信託銀行等が受託者となります。
助成先	公益信託の基金から助成を受ける人・団体となります。
信託管理人	受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える等、信託目的の達成のために受託者を監督する権限を持っています。
運営委員会	学識経験者等によって構成され、事業の遂行について意見を述べ、又は勧告を行ないます。
主務官庁	公益信託の引受けを許可したり、事務処理に関する検査や受託者に対する必要な処分を命ずることが出来ます。

公益信託とは？④

主な公益目的

事業例	概要
1.奨学金支給	小学校、中学校、高等学校、大学または大学院等の生徒・学生に対する奨学金の支給 例： 将来は「ふるさと」の医療に従事したいとの志をもつ医師の育成を支援するため、〇〇県内の大学で医学を学ぶ学生で、経済的理由により修学困難と認められる者に対して、月額〇万円の奨学金を支給する。
2.自然科学研究助成	自然科学（理学、工学、農学、医学、歯学、薬学等）の研究に対する助成または顕彰 例： 薬学の振興に寄与するため、若手研究者らによる〇〇に関する研究に対し学術研究助成金〇〇万円を支給する。
3.人文科学研究助成	人文科学（文学、哲学、教育学・心理学・社会学、史学、法律学、政治学、経済学、商学・経営学等）の研究に対する助成または顕彰 例： 法学研究の振興に寄与するため、法学（特に〇〇法の分野）において優れた業績を挙げた者を顕彰し、副賞として〇〇万円を贈呈する。
4.自然環境の保全	自然環境等の整備・保全活動に対する助成または顕彰 例： 優れた自然環境の保全に寄与するため、〇〇県内の自然公園等における自然環境の保存および活用に関する活動に対して助成金〇〇万円を支給する。
5.都市環境の整備・保全	都市環境の整備・保全活動に対する助成または顕彰 例： 美しく魅力あふれるまちづくりに寄与するため、文化や町並みの向上に資する住民主体のまちづくり活動に対し助成金〇〇万円を支給する。
6.教育振興	学校教育（学校施設の整備に対する助成、課外クラブ活動に対する助成、学校教育の功労者に対する顕彰など）、社会教育等の振興活動に対する助成または顕彰 例： 〇〇県民の文化の向上に寄与するため、青少年のスポーツ・文化・芸術などの社会教育に関する活動に対し助成金〇〇万円を支給する。

公益信託とは？⑤

公益信託受託に際しての留意点

---**拠出する信託財産の種類に制約はありますか？**

お受けする信託財産は、金銭とさせていただきます。受入後は、原則、金銭信託で運用いたします。現在の金利環境下、信託財産を取り崩しながら事業を行っていきます。

---**信託財産の最低拠出金額はいくらですか？**

弊社では、原則、1億円以上としております。なお、拠出いただいた信託財産は、委託者やその関係者に戻ることはありません。

---**費用について教えてください。**

受託者への報酬として信託報酬があります。信託報酬は、信託事務の処理に要する人件費その他費用を超えない金額となります。

この他、運営委員会及び信託管理人の経費や公告費、送金手数料など業務の処理に伴う費用を信託財産から徴収いたします。

---**中途解約はできますか？**

中途解約することはできません。

次の事由が生じた時、終了となります。

①信託目的が達成されたとき、又はその達成が不能となったとき

②信託財産が消滅したとき

- ✓ 本日、ご紹介した取組事例はほんの一例です。
- ✓ 三井住友信託銀行は、お客さまの想いを実現するためのお手伝いをいたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

最後までご清聴いただき、
誠にありがとうございました。

- 本商品は、社会貢献を目的とした信託であり、拠出いただいた信託財産をお客さま（委託者さま）が受け取る運用商品ではございません。
- 信託元本および信託期間中の収益金が、公益信託の目的に則した受給者（助成先）などへの助成金として給付されます。
- 公益信託は、信託期間の満了、信託財産の消滅、信託目的の達成または達成不能によって終了します。委託者さまは、信託を解除できません。
- 信託を終了した際に残余財産がある場合は、国・地方公共団体、公益法人、公益信託のほか公益を目的とする類似の事業を行うものに寄付することとなりますので、委託者さまの手元には戻りません。
- 給付事業および付随する事務の処理に伴う費用項目は、個々の信託契約により定められますが、当該費用については信託財産から支払われます。
 - 運営委員会などおよび信託管理人の経費
 - 広告費、渉外費用
 - 送金手数料
 - 授賞式などの経費
 - そのほか、信託管理人の承認を得た費用
- 公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めた上、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えない金額とします。